

奥山林整備事業※の施行地において皆伐および再造林を計画されている皆様へ

※とちぎの元気な森づくり県民税を活用しH20～29に手入れ不足の人工林を対象に間伐を実施した事業です。

【お知らせ】
奥山林整備事業の施行地における皆伐・再造林の取扱いを明確にしました。

- 県では利用期を迎えた人工林を皆伐・再造林し(伐って・植える)、森林資源の循環利用を推進しています。
- そのため、奥山林整備事業の施行地における皆伐・再造林の取扱いについて、以下のとおりとしました。



- (1) 皆伐後、再造林を行う場合は、“とちぎの元気な森づくり奥山林整備協定（協定）”による費用返還には該当しません。
- (2) 皆伐のみの場合や開発行為による転用は、これまでどおり費用返還対象となります。
- (3) 皆伐を行う前の協議で再造林の計画を確認します。
- (4) 計画に基づく再造林が実施されない場合は、転用の場合と同様に費用返還となります。
- (5) 再造林後も奥山林整備事業の協定は継続します。

対象となる森林は？

- 平成20年～平成29年にとちぎの元気な森づくり県民税を活用した奥山林整備事業により間伐を実施した森林が対象となります。

協議・同意がなぜ必要なのですか？

- 間伐を実施する前に協定を森林所有者または森林経営計画認定者と締結しています。
- 協定では協定期間内での転用、皆伐を制限しており、転用や皆伐を行う場合には、知事と協議のうえ同意を得る必要があります。

協議は誰が行うのですか？

- 奥山林整備事業で間伐を実施した森林の所有者です。
 - 協定を締結した人と現在の所有者が異なる場合や森林経営を委託している場合には、確認が必要となります。森林のある区域を管理する環境森林事務所、矢板管理事務所にお問い合わせください。

裏面に続きます

いつまでに必要ですか？

○皆伐する前までに協議を行い、同意を得る必要があります。

どこで手続・協議するのですか？

○森林のある区域を所管する県の環境森林事務所および矢板森林管理事務所です。

どのような手続が必要ですか？

○皆伐・再造林の計画が決まりましたら、下記、問い合わせ先にご相談ください。手続内容等をご案内します。



■問い合わせ先

(宇都宮市・真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)

県東環境森林事務所 林業経営課 TEL 0285-81-9004

(足利市・栃木市・佐野市・小山市・下野市・壬生町・野木町)

県南環境森林事務所 林業経営課 TEL 0283-23-1443

(鹿沼市・日光市)

県西環境森林事務所 林業経営課 TEL 0288-21-1229

(大田原市・那須塩原市・那須烏山市・那須町・那珂川町)

県北環境森林事務所 林業経営課 TEL 0287-23-6365

(矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町)

矢板森林管理事務所 林業経営課 TEL 0287-43-1439



元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20(2008)年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し森林の整備等を進めています。